

利用定員変更に関する要件の変更について

1 主旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の各施設の利用定員については、施設の設置者の申請を基に設定し、子ども・子育て支援法に基づく確認を行っているところです。各年度の11月～12月にかけて、次年度における各施設の利用定員変更の意向について調査しており、変更要件を判断材料の一つとし、各施設と協議し次年度の利用定員の設定を行っております。その要件について、内容を一部変更するにあたり、情報提供を行うものです。

2 変更内容について

利用定員の変更要件（新・旧対照表）

	新	現行
利用定員を増加させる場合	(略)	① 設備及び運営に関する基準を満たしていること
利用定員を減少させる場合	① (略) ② 保育部分の場合 (略) 教育部分の場合 入所児童の充足率（1号認定子ども）の過去2年平均が100%を下回っていること ③ (略)	① 利用定員の範囲内での受入れが原則であるため、利用定員を超えた受入れを前提としないこと ② 保育部分の場合 入所児童の充足率（2号・3号（0・1・2歳児）認定子ども）の過去3年平均が100%を下回っていること。 教育部分の場合 入所児童の充足率（1号認定子ども）の過去3年平均が100%を下回っていること ③ 次年度4月の入所予定者数が、新しく設定する利用定員を超えないこと
利用定員の内訳変更する場合	(略)	① 設備及び運営に関する基準を満たしていること ② ②内訳変更に伴い、減少させる区分（2号、3号（0・1・2歳児）認定子ども）の入所児童の充足率の過去3年平均が100%を下回っていること ③ 内訳変更に伴い、減少させる区分の次年度4月の入所予定者数が、新しく設定する利用定員を超えないこと

※入所児童の充足率について

1号・2号・3号（1・2歳児）認定子どもは4月1日時点、3号（0歳児）認定子どもは9月1日時点を確認しています。